



1 成年年齢引き下げによる児童への影響

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が、令和4（2022）年4月1日から施行されます。[平成30（2018）年6月13日成立]

民法の定める成年年齢：単独で契約を締結することができ、親権に服することがなくなる年齢

表1

成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について	
18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
<p>改正されたもの（改正前は「二十歳」などと規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登録水先人養成施設等の講師（水先法） ● 帰化の要件（国籍法） ● 社会福祉主事資格（社会福祉法） ● 登録海技免許講習実施機関等の講師（船舶職員及び小型船舶操縦者法） ● 登録電子通信移行講習実施機関の講師（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律） ● 10年用一般旅券の取得（旅券法） ● 性別の取扱いの変更の審判（性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律） ● 人権擁護委員・民生委員資格（公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）） 	<p>改正されたもの（改正前は「未成年」などと規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 養子をとることができる年齢（民法） ● 喫煙年齢（未成年者喫煙禁止法：題名を改正） ● 飲酒年齢（未成年者飲酒禁止法：題名を改正） ● 小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等（児童福祉法） ● 勝馬投票券の購入年齢（競馬法） ● 勝者投票券の購入年齢（自転車競技法） ● 勝車投票券の購入年齢（小型自動車競走法） ● 勝舟投票券の購入年齢（モーターボート競走法） ● アルコール健康障害の定義（アルコール健康障害対策基本法）
<p>改正が不要なもの（「未成年者」などと規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分籍（戸籍法） ● 公認会計士資格（公認会計士法） ● 医師免許（医師法） ● 歯科医師免許（歯科医師法） ● 獣医師免許（獣医師法） ● 司法書士資格（土地家屋調査士資格（土地家屋調査士法） ● 行政書士資格（行政書士法） ● 薬剤師免許（薬剤師法） ● 行社会保険労務士資格（社会保険労務士法） <p style="text-align: right;">等約130法律</p>	<p>改正が不要なもの（「二十歳」などと規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢（児童福祉法） ● 船長及び機関長の年齢（船舶職員及び小型船舶操縦者法） ● 猟銃の所持の許可（銃砲刀剣類所持等取締法） ● 国民年金の被保険者資格（国民年金法） ● 大型、中型免許等（道路交通法） ● 特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢（特別児童扶養手当等の支給に関する法律） ● 指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律） <p style="text-align: right;">等約20法律</p>

※ 法務省作成パンフレットより

<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>

わが国における成年年齢は明治以来の約140年間、民法で20歳と定められてきました。しかし、近年、公職選挙法の選挙権および憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18～19歳の若者に国政の重要な判断に積極的に参加してもらうための政策がすすめられ、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされて、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

この引き下げによって、18～19歳の新たに成人となる者は、親などの同意を得なくても、さまざまな契約（不動産の賃貸借契約、携帯電話購入、クレジットカード作成など）が可能になります。

また、民法以外の法律に規定されている、各種資格の取得、法律行為をするための年齢要件も18歳に引き下げられています。たとえば、表1のとおり、民生委員・児童委員や人権擁護委員資格、公認会計士や医師、社会福祉主事資格などは18歳から取得できるようになります。その他、一般パスポート取得、帰化申請、婚姻適齢も男女一律18歳以上から可能になりますが、飲酒、喫煙、公営ギャンブルなど、青少年保護の観点から年齢要件が20歳以上のまま、変更のないものもあります。

児童福祉関連では、18歳以降に児童養護施設や里親のもとを離れて生活を始める若者にとっては、ひとりでも不動産の賃貸借や携帯電話の契約などができ、前述の各種資格取得が可能となることなど、自立のための後押しとなる側面があるといえます。

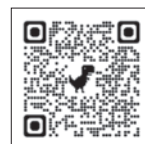
児童福祉法で定める「児童」は18歳未満のため、民法上の「未成年」と同じ定義となり、これまでの児童福祉法では、児童以外の満20歳に満たない者も保護の対象にしていたましたが、同法では、保護の対象に「成年」を含むために修正、18歳以上20歳未満はそのまま保護されるように維持（小児慢性特定疾病に関する医療費助成（受給は保護者ではなく、成年患者本人）、各種児童福祉施設の利用）されています。

一方、児童虐待防止法では、18歳以上20歳未満の者の親権者が当人に行う虐待を規制していましたが、児童の上限年齢と成年年齢が一致することで意味をなさなくなるため、保護の延長とみなす特例規定は削除されています。

法務省や政府広報のウェブサイトでは、今回の改正に伴う年齢要件や法令の変更について詳細を掲載しています。（以下、URLにアクセスあるいはQRコードを読み取ると掲載ページにつながります）

● 法務省「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）について」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html



令和4年4月1日に18歳と19歳は同年4月1日に新成人となります。

生年月日によって異なる新成人となる日は表2のようになります。

● 政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」

「18歳から“大人”に！成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと。」より

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>



表2

生年月日	新成人となる日	成年年齢
平成14（2002）年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14（2002）年4月2日～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15（2003）年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日	18歳
平成16（2004）年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

このように改正された民法の下では、18歳になると親などの同意を必要とせずに、ひとりですさまざまな契約や法律行為ができるようになりますが、その反面、これまで認められていた未成年者取消権^{*}が認められなくなるため、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増えると同時に、責任も生じてきます。

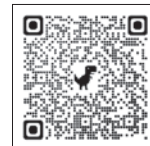
消費者庁では、新たに成人となる若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぐため、関連情報を掲載した次の特設ページを設けて啓発活動に取り組んでいます。

* 民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができるとされています。

● 消費者庁「18歳から大人」特設ページ

「どうしよう？困ったときは、消費者ホットライン188番（いやや！）にご相談を！」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

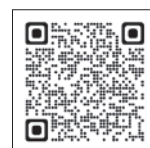


2 児童委員活動に向けた参考資料

下記、厚生労働省や本会掲載のウェブサイトより、民生委員・児童委員、主任児童委員活動に関する法令、資料をご確認いただけます。ご活用ください。

● 厚生労働省 民生委員法（昭和23年7月29日法律第198号）全文

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/02a.html>



● 厚生労働省 児童福祉法（昭和22年12月12日）（法律第164号）－抜粋－

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/02b.html>



● 厚生労働省 子ども・子育て支援 児童委員・主任児童委員 通知等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html



● 法令等データベースサービス－通知検索－ 本文検索

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/search1.html>

① 検索キーワード：「主任児童委員 選任」

- 主任児童委員の選任について（平成13年11月30日雇児発第762号、社援発第2115号）

② 検索キーワード：「選任要領」

- 主任児童委員選任要領の一部改正について（平成22年02月23日雇児発第223003号、社援発第223006号）
- 「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について（平成22年10月07日雇児発第1007002号、社援発第1007007号）



● 全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員／民児協関係者専用ページ（mj ASSIST）

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>

児童委員の活動要領（平成16年11月8日改正（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））

全民児連 → 民生委員・児童委員専用ページ → 3. 委員活動に関する手引き等(PDF) → (3) 児童委員・主任児童委員活動に関する手引き等 → ①「児童委員活動の手引き」 → 45集(2020年3月)一人ひとりが地域の「子育て応援団」 → p.20～裏表紙



全民児連 2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（国庫補助事業）

『地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究報告書』
[令和2（2020）年3月]

全民児連 → 民生委員・児童委員専用ページ → 5. 民生委員・児童委員活動に関する調査報告書等(PDF) → (1) 地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究報告書(令和2年3月)

